平成２８年（フ）第４１４号
札幌市中央区大通西26丁目１番21号　クリオ円山公園壱番館907号、住民票上の住所札幌市中央区南12条西９丁目１番41―107号
破産者　森　　雄幸（旧姓家口）
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１６号
仙台市青葉区大倉字横川岳73番地
破産者　菅原真由美
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４０号
群馬県高崎市浜川町126番地３
破産者　鈴木　祐司
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２７９号
埼玉県入間市大字小谷田1666番地45、申立時の住所埼玉県入間市小谷田３丁目８番35号シャルマンタキザワ101
破産者　後藤　　弘
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４６１号
埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目１番11号　関根第２ビル201、前住所埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目10番12号
破産者　アシジ　ハメット
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５９５号
埼玉県川越市大字古谷上1139番地１、前住所東京都八王子市元八王子町１丁目69番地５
破産者　吉澤　敏成
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１０３号
埼玉県入間市東藤沢１丁目16番８号　112
破産者　平賀　敏幸
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１０５号
埼玉県狭山市大字南入曽987番地
破産者　青木　　忍
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１６９号
埼玉県川越市大字寺尾1036番地５、前住所埼玉県川越市大字的場1952番地21
破産者　飯塚　浩史
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０４号
新潟県新発田市諏訪町１丁目14番15号
破産者　北村　孝一
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１５６６号
名古屋市中川区前田西町２丁目1003番地ニューコーポ伏屋101号
破産者　櫻井　弘光
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５６８号
愛知県春日井市味美白山町１丁目13番地23
破産者　竹内　敦子
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５６号
京都市南区久世東土川町159番地、前住所京都市西京区上桂大野町12番地72
破産者　ボヌールこと　辻　　儀宏
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
広島市南区旭２丁目２番２号　立川ビル
破産者　立川　武弘
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８２号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目15番３―25号
破産者　佐々木仁志
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
札幌市白石区菊水３条３丁目１番８号　第８ハイツノースリヴァー菊水107号、開始決定時の住所北海道帯広市東１条南21丁目12番地１
破産者　加賀　一之
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
北海道北見市春光町１丁目44番地４　メゾンド市田D121号
破産者　大谷　一也
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第１５２号
静岡県富士市南松野1982番地の３
破産者　錦織　常實
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１６号
静岡県富士市今泉1817番地の１　エグゼコート４―101号室
破産者　立石　達也
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部